

静岡県告示第233号

テレワーク対応リフォーム等事業費補助金交付要綱（令和2年静岡県告示第775号の2）の一部を次のように改正する。

令和4年3月29日

静岡県知事 川勝平太

改正前				改正後			
<p>第2 定義</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) この要綱において「建設企業」とは、県内に<u>主たる</u>営業所を有する者であって次のいずれかに該当するものをいう。</p> <p>ア・イ (略)</p> <p>(5)・(6) (略)</p>				<p>第2 定義</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) この要綱において「建設企業」とは、県内に営業所を有する者であって次のいずれかに該当するものをいう。</p> <p>ア・イ (略)</p> <p>(5)・(6) (略)</p>			
別表				別表			
補助の対象			補助率（額）	補助の対象			補助率（額）
事業区分	事業の内容	経費		事業区分	事業の内容	経費	
テレワーク対応リフォーム事業	県内に所在する住宅（過去に当該補助金の交付を受けたことがないものに限る。以下同じ。）の所有者又は賃借人（いずれも過去に当該補助金の交付を受けたことがない個人に限る。以下同じ。）が、テレワークに	(略)	左に掲げる経費の合計額に2分の1を乗じて得た額（算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額）以内とし、1戸当たり35万円を限度とする。 ただし、知事が別に定める木材を仕上材料として使用する場合（使用された	テレワーク対応リフォーム事業	県内に所在する住宅（過去に <u>知事が別に定める</u> 補助金の交付を受けたことがないものに限る。以下同じ。）の所有者又は賃借人（いずれも過去に <u>知事が別に定める</u> 補助金の交付を受けたことがない個人に限る。以	(略)	左に掲げる経費の合計額に2分の1を乗じて得た額（算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額）以内とし、1戸当たり35万円を限度とする。 ただし、知事が別に定める木材を仕上材料として使用する場合（使用された

	<p>係る環境の整備を目的として、建設企業に次に掲げる行為（以下「補助対象工事」という。）をさせる事業</p> <p>1・2（略）</p>	<p>当該木材の面積が10平方メートル未満の場合を除く。）にあつては、1戸当たり左に掲げる経費に2分の1を乗じて得た額（算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額）と35万円とを比較して少ない方の額に、次に掲げる使用された当該木材の面積の区分に応じ、それぞれに掲げる額を加えて得た額以内とする。</p> <p>(1) <u>10平方メートル以上20平方メートル未満</u> 3万円</p> <p>(2) <u>20平方メートル以上30平方メートル未満</u> 7万円</p>		<p>下同じ。）が、テレワークに係る環境の整備を目的として、建設企業に次に掲げる行為（以下「補助対象工事」という。）をさせる事業</p> <p>1・2（略）</p>	<p>当該木材の面積が10平方メートル未満の場合を除く。）にあつては、1戸当たり左に掲げる経費に2分の1を乗じて得た額（算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額）と35万円とを比較して少ない方の額に、使用された当該木材の面積（<u>1平方メートル未満の端数がある場合は、これを切り捨てた面積</u>）に<u>1平方メートル当たり3,500円</u>を乗じて得た額と14万円とを比較して少ない方の額を加えて得た額以内とする。</p>
<p>新たなライフスタイル対応リフォーム事業</p>	<p>(略)</p>			<p>新たなライフスタイル対応リフォーム事業</p>	

			<u>(3) 30平方メ</u> <u>ートル以上4</u> <u>0平方メート</u> <u>ル未満 10</u> <u>万円</u>				
			<u>(4) 40平方メ</u> <u>ートル以上</u> <u>14万円</u>				

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この告示は、令和4年4月1日から施行する。